

●幼稚園・保育所・認定こども園の基準比較【職員配置・施設設備等】

幼稚園	保育所
【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○教頭 〔職員配置数〕 1学級あたり専任教諭 1人 (1学級の幼児数は、35人以下が原則) ※三木町立幼稚園要綱 第6条(定員) <u>3歳児学級定員数 20人</u> <u>4、5歳児学級定員数 30人</u>	【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員 〔職員配置数〕 <u>0歳児 児童3人につき1人</u> <u>1、2歳児 児童6人につき1人</u> <u>3歳児 児童20人につき1人</u> <u>4、5歳児 児童30人につき1人</u>
【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室・遊戯室(兼用可) ○職員室・保健室(兼用可) ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備、足洗用設備 ○運動場(原則、同一敷地内又は隣接地) 〔面積基準〕 ○園舎 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき100㎡ ○保育室(遊戯室) 基準なし ○運動場 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき80㎡	【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室又は遊戯室(2歳以上) ○乳児室又はほふく室(2歳未満) ○医務室 ○便所 ○調理室 ○屋外遊戯場(近所の公園等で代替可) 〔面積基準〕 ○保育室(遊戯室) 幼児1人につき1.98㎡ ○ほふく室 乳児1人につき3.3㎡ ○乳児室 乳児1人につき1.65㎡ ○屋外遊戯場 幼児1人につき3.3㎡
認定こども園	
【学級編成・職員配置基準】 ○満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1名配置 ○配置基準 0歳児 児童3人につき1人、1、2歳児 児童6人につき1人、 3歳児 児童20人につき1人、4、5歳児 児童30人につき1人 【園長等の資格】 ○原則として幼稚園教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の経験者(同等の資質を有する者でも可) 【園舎・保育室等の面積】 ○満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ○居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) 【園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置】 ○園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は①と②の合計 ①満2歳の子どものために保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準の いずれか大きい方	